

平成29年度 社会福祉施設に対する指導監査結果について

| | |
|---|---------------------------------|
| 施設名 | 保育所（保育所型認定こども園） 宇佐崎保育園（分園含む） |
| 設置者 | 社会福祉法人 光慧福社会（法人番号5140005013441） |
| 監査実施日 | 平成29年8月24日 |
| 文書による指摘事項の有無 | 有 |
| 文書による指摘内容 | 改善状況 |
| 1 給食に関する日誌及び給食材料日計表が整備されていない。特定教育・保育施設として、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要事項を記載する必要があるため、自園の給与栄養目標量が確保できているか、また、給食単価の納品伝票との整合確認及び給食費の積算に必要な記録を整備すること。 | 未改善 |
| 2 感染症まん延防止及び保育室等の清潔確保対策が不十分であるため、速やかに次の点について改善を講じること。 ①園独自の感染症対応マニュアルが策定されていないので、策定・運用すること。 ②感染症防止・衛生管理に係る職員研修が定期的には実施されていない。少なくとも年1回、全職員に対して衛生管理に関する研修を実施すること。 ③乳児ほふく室・保育室の内外で使用しているマット・カーテンに汚れが目立つものがあった。速やかに交換（又は撤去）するとともに、定期的な洗浄等に留意すること。 ④今年度、園内でまん延した手足口病について、その再発防止のための検証と見直しがなされていない。現状の問題点を検証し、必要な改善策を講じること。 | 未改善 |
| 3 園舎等清掃業務を業者委託契約で実施しているが、以下の点で経理規程と整合しないので、規程と実態の整合を図ること。 ・経理規程によると入札案件であるところ、入札を行わず随意契約としている。入札でなく随意契約とする合理的理由がある場合は、その理由を明記して法人内部の意思決定を行うこと。 ・経理規程によると100万円を超える契約は契約書の作成を省略できないので、規程どおり契約書を作成すること。 また、見積り合わせも行っていなかった。50万円を超える契約については、複数業者から見積りを徴し、価格比較をすること。 | 改善予定 |
| 4 給与改定により俸給表を変更しているが、施設長（1級）の俸給改定については、給与規程第12条から第14条までに規定する内容と整合せず、他の職員と均衡を欠くことから、その当否について理事会で改めて審議を受けること。 | 一部改善済 |
| 5 子ども・子育て支援法により整備が義務付けられている業務管理体制について、本市にあらかじめ提出があった自己チェック結果に基づき職員ヒアリング等で確認したところ、体制が実際には整備・周知されていないことが確認された。速やかに施設における業務管理体制を構築し、職員に周知すること。 | 一部改善済 |

- 6 栄養管理加算の適用を受けているが、配置の栄養士はもっぱら調理・片づけに従事しており、かつ、短時間勤務であるため、国が定める加算適用要件である「食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受け」ておらず、そのための勤務体制がとられていない。
そのため、平成28年度の当該加算額については過誤調整等により返納すること。

改善済

平成30年8月27日現在